平成１９年１１月２８日

# 内 部 監 査 報 告 に つ い て

（監査事項：学生等の学籍異動）

## Ⅰ　監査実施の概要

### １．監査目的

- 学籍異動に伴う債権管理手続の検証
- 休学、退学及び除籍に係る手続の検証
- 研究生に係る入学手続の検証

### ２．監査対象部局

文学研究科（東北アジア研究センターを含む)、教育学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、国際文化研究科、金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所

計１２部局

### ３．監査事項

別紙「監査事項一覧（学生等の学籍異動)」のとおり

### ４．監査実施期間

平成１９年７月４日～平成１９年７月２０日

### ５．主な監査手続

① 学籍異動に伴う債権管理に関する手続書類の閲覧
② 休学、退学及び除籍に関する学生等への周知資料及び手続書類の閲覧
③ 研究生に関する入学手続書類の閲覧
④ 学籍異動の事務処理体制に関する質問

## Ⅱ　監査結果の要約

### １．　全般的所見

（１） 学籍異動に伴う債権管理について

① 入学料の債権管理

学生が入学手続き時に入学料の免除または徴収猶予を申請した場合は、「入学料免除及び入学料徴収猶予に係る会計処理について」（19.2.13 財務部資金管理課長通知）に基づき、部局教務担当係において「入学料発生通知内訳書」及び「入学料発生通知内訳（兼債権管理簿)」（以下「発生通知内訳書等」という。）を作成し、経理担当係へ送付する。その後免

除許可あるいは入金等により債権に異動が生じた場合は、これを消し込み、正しく債権管理を行わなければならないことから、これらの手続きについて監査した。

監査を実施したほとんどの部局において、概ね適切な事務処理がなされていたが、一部の部局で次のような事例があったことから、当該部局に対し監査報告書の送付の際に所要の改善を促すこととする。

（主な不適切事例）

- 本来教務担当係で作成すべき発生通知内訳書等を会計担当係で作成していた。
- 入学料に係る債権管理を行っていなかった。
- 財務部の通知に基づいた債権管理を行っていなかったため記載内容が不十分であった。

② 休学、退学、除籍又は研究生の入学等に伴う授業料の債権管理

学生の休学、退学、除籍又は研究生の入学等により授業料の債権額に異動がある場合は、本学の「収入業務マニュアル」に基づき、部局教務担当係において「学籍異動等通知書」を作成し、部局経理責任者の決裁を得て財務部資金管理課に提出し、授業料債権の適正な管理を行わなければならないことから、これらの手続きについて監査した。

監査を実施したうち５部局については適切に処理されていたが、他の７部局についてはそれぞれ次のような状況であったことから、当該部局に対し監査報告書の送付の際に所要の改善を促すこととする。

（主な不適切事例）

- 平成１８年度分に係る学籍異動等通知書は速やかな作成がなされておらず、経理責任者の決裁を得ることなく財務部からの催促によって提出していた。
- 年度当初に提出する口座振替の停止に係る資料を、不十分なチェックのまま提出し、結果、休学者２名分の授業料を引落してしまった。
- 本来の決裁者である経理責任者の決裁を得ることなく、学籍異動等通知書を提出している。
- 本来教務担当係で作成すべき学籍異動等通知書を会計担当係で作成していた。

（２） 休学及び退学手続きについて

休学及び退学に係る手続きは、掲示等による手続き期限等の周知から始まり、学生本人の願い出、担当教員との面談、授業料納付状況等の確認、教授会等の議を経て、部局長の許可書を学生本人に交付することとなる。さらに、休学については休学期間の満了前に学生に対して復学または休学期間の延長の意思を確認しなければならないことから、これらの手続きについて監査した。

監査を実施したうち２部局については適切に処理されていたが、他の部局については休学期間満了時に学生の意思確認を行っていないなど一部不適切な事例が見受けられた。主な不適切事例は次に示すとおりであり、当該部局に対し監査報告書の送付の際に所要の改善を促すこととする。

また、後述するⅢ改善要求等にも記載しているが、個々の手続のうち、事後承諾となる休学・退学許可に係る手続等の明確化や、休学願の添付書類などについては、その手続を

明確にし、改めて周知徹底を図る必要がある。

（主な不適切事例）

- 退学手続きに係る掲示、休学及び退学の願い出用紙への説明文の添付、休学許可書及び退学許可書の交付が全く行われていない。
- 休学に際して指導教員等の承認が一部なされていない。
- 休学期間満了時における学生の意思の確認を一部又は全部行っていない。
- 復学届の徴取を一部又は全部行っていない。
- 部局で定めた「教務に関する申合せ事項」に基づかない事務処理をしていた。
- 授業料未納者の納付確約を口頭で行い休学届を受理したが、未納のままであることを確認せず、休学を許可していた。
- 研究生の退学者に対して退学許可書の交付を行っていない。

（３） 除籍手続きについて

入学料及び授業料の未納による除籍に関しては、学部通則等により以下のように規定されている。

学部通則（大学院通則も同様）
第２３条　次の各号の一に該当する者は、除籍する。
一　（省略）
二　（省略）
三　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
四　授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
五　（省略）

研究生規程
第１９条　授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

また、具体的な事務手続きについては「授業料等の未納による除籍に関する細則」や「学籍異動事務担当者の手引」等により定められていることから、これらの手続きについて監査した。

ア）平成１８年度の入学料未納に係る除籍は１件あり、適切に手続きされていた。

イ）平成１８年度の授業料を学期末（前期にあっては９月末、後期にあっては３月末）までに納付していない学部学生及び大学院生は、前後期あわせて７４名いたが、除籍となった者は１４名で、当該者にかかる除籍手続きについては適切に行われていた。なお他の６０名については、授業料の納付までに要した期間は１ヶ月～５ヶ月とかなりのばらつきがあったものの、授業料を納付させることによって、除籍とはしていない。
（別添資料 1-1「平成１８年度納入分授業料の滞納者に係る調査結果」参照）

ウ）研究生の授業料は３ヵ月ごとの前納となっており、平成１８年度においてこの期日を過ぎても授業料を納付していない研究生は１３５名いたが、除籍となった者は１１名で、当該者にかかる除籍手続きについては適切に行われていた。なお他の１２４名に

ついては、授業料の納付までに要した期間は１ヶ月～６ヶ月とかなりのばらつきがあったものの、授業料を納付させることによって、除籍とはしていない。また未納を繰り返している研究生も相当数見受けられた（除籍とはなっていない者のうち、２期以上繰り返し滞納していた者は４３名であった)。(別添資料 1-2「平成１８年度納入分授業料の滞納者に係る調査結果」参照)

エ）しかしながら、本学の授業料等の未納による除籍に関する細則には「正規学生の授業料未納による除籍手続きを行う基準日（除籍月日）は、第１学期は９月３０日、第２学期は３月３１日とする。」と規定され、また「除籍手続き開始までの流れ」として第１学期は１０月、第２学期は翌年度４月に未納による除籍を教授会に諮ることとされている。

また、研究生の授業料未納による除籍に関しても同細則に「研究生の授業料は３月ごと前納であり、その未納による除籍手続きを行う基準日は、当初の月の月末とする。」と規定され、さらに納付月の翌月の教授会に未納による除籍を諮ることとされている。

オ）このような取り決めがあるにも拘らず、上記イ）及びウ）に記載したとおり、同時期に授業料が未納だったとしても、一方では除籍され、また一方では納付の意思を確認し教育的配慮から除籍の手続きを行っていない状況であった。

なお、入学料未納に関して上記のような詳細な監査は行っていないが、件数の多寡はあるにせよ、同様の事例があると思われる。

これらのことについては、後述するⅢ改善要求等にも記載しているが、全学的に実態を調査するとともに、統一的な解釈を何らかの形で明らかにしておくことが必要である。

（４） 研究生への入学料及び授業料納付期日等の通知について

研究生の入学料及び授業料については、免除や徴収猶予といった制度はなく、指定された期日までに、入学料が納付されない場合には入学許可取消しの措置が、授業料が納付されない場合には除籍の措置が講じられる。したがって、研究生として入学を希望する者あるいは期間延長を希望する者に対して「研究生入学案内」等の書面により、明確な納付期日と未納の場合の取扱を通知する必要があることから、これらの記載内容について監査した。

監査を実施したほとんどの部局においては適切な記載内容となっていたが、一部の部局において明確な記載内容となっていないなどの事例が見受けられたことから、当該部局に対し監査報告書の送付の際に所要の改善を促すこととする。

（主な不適切事例）

- 入学料及び初回授業料の納付期限を「入学日から１週間以内」としているものの、本人に入学日を通知していない。
- 入学料及び初回授業料の納付期限を「入学日から１週間以内」とし、入学許可書をもって本人に入学日を通知していたが、起案の日付がすでに１週間を過ぎているものがあった。また、２回目以降の授業料の納付期日が明確でない。
- 平成１７年２月に入学手続等の通知を部局内に行った以降、特段の通知等を行っておらず、教員に対し十分な周知がなされていない。

（５） 学籍異動に関するその他の事務手続きについて

学籍異動に関する上記以外の事務処理については、事務の引継ぎ状況、事務処理の相談体制、諸報告などの状況について監査した。

監査を実施したほとんどの部局において、概ね適切な事務処理となっていたが、授業料の月割分納手続きなど一部不適切な事例が見受けられたことから、当該部局に対し監査報告書の送付の際に所要の改善を促すこととする。

また、後述するⅢ改善要求等にも記載しているが、個々の手続のうち、授業料の月割分納手続、退学許可者に対する授業料免除許可手続、研究生に係る記録簿の取扱などについては、その手続を明確にし、改めて周知徹底を図る必要がある。

（主な不適切事例）

- 授業料の月割分納の許可は「選考機関の議を経て所属長が行う」と定められているが、所属長の決裁を得ていない。
- 授業料の月割分納が許可されたことを学生に通知していない。
- 修了認定にあたり、授業料が未納であったにも拘らず、学位記授与式までに納付することを条件に修了認定した。

## ２． 重要事項

重要な指摘事項はありません。

## Ⅲ 改善要求等

上記「１．全体的所見」に記載したとおり、入学及び退学手続きや除籍手続きなどに関して個々の不適切事例はあったものの、これらが起こった背景には、チェック体制の不備などの他に、現在事務の拠り所としている「学籍異動事務担当者の手引」等の内容が曖昧であったり、各種通知が発出されてからの経年による担当者の理解不足も原因と考えられる。

またこれらに加え、除籍の手続きについて部局内の暗黙のルールがあるなど、本学規則等と実務との乖離があることも事実である。

したがって、学籍異動に関する手続の実態を全学的に調査し、統一的取扱とすべきもの、場合によっては規則の改正が必要なものであれば改正をし、手続を明確にしたうえで、「学籍異動事務担当者の手引」に反映させ、周知徹底する必要がある。さらに、規則等と実態との乖離がないか常に検証し、乖離があればその都度規則等を見直すことが肝要である。以上のことを教育・学生支援部に対して要請する。また学籍異動の事務手続をＷｅｂ上に掲載することも有効な手段と思われることから、あわせて要請する。

なお、今回の内部監査を通して、改善を要すると判断した事項は次のとおりで、夫々の詳細については別添資料２「学籍異動に係る改善要求事項」を参照願いたい。

① 事後承諾となる休学・退学許可に係る手続等の明確化について
② 「休学願に関する所見」、休学願の添付書類等について
③ 授業料の徴収猶予及び月割分納の許可手続について

④ 退学許可及び除籍の際の学生証の返却について
⑤ 退学許可者に対する授業料免除許可手続について
⑥ 入学料未納による除籍について
⑦ 授業料未納による正規学生の除籍について
⑧ 研究生の除籍について
⑨ 学生の本人確認について
⑩ 研究生に係る記録簿について
⑪ 学籍異動事務に係る各種様式について
⑫ 教務情報システムに入力するデータ等のチェック体制について

以上

別　紙

# 監査事項一覧（学生等の学籍異動）

## １．学籍異動に伴う債権管理

**入学料の債権管理**

・免除申請や徴収猶予申請をした学生について、入学料発生通知内訳書、入学料発生通知内訳（兼債権管理簿）を適正に作成しているか。
・教務担当係は、入学料発生通知内訳（兼債権管理簿）を経理担当係へ送付しているか。
・入学料に係る未収金を計上する際の振替伝票は、入学料発生通知内訳（兼債権管理簿）に基づいて適正に起票しているか。
・教務担当係は、入学料の免除結果通知の写しを、経理担当者に回付しているか。
・奨学費を計上する振替伝票の内容は、免除結果通知（写）に基づいて適正に起票されているか。
・経理担当係は、免除結果通知（写）に基づいて入学料発生通知内訳（兼債権管理簿）に記載し、債権の消し込みを行っているか。
・入学料を現金で領収したときの入金伝票において、貸方勘定科目が誤っていないか。
・経理担当係は、入学料を現金で領収したとき、または資金管理課収入管理係から振込入金の連絡があったとき、入学料発生通知内訳（兼債権管理簿）に記載し、債権の消し込みを行っているか。

**授業料の債権管理**

・休学、退学及び除籍した学生全員について、学籍異動等通知書が教務担当係において適正に作成されているか。
・学籍異動等通知書は、経理責任者（事務長等）の決裁を受けているか。また、経理担当係にも合議されているか。

## ２．休学手続き

**学生に対する情報提供**

・休学の手続きに関する掲示はどのようになっているか。（時期、場所、内容）また、学部１，２年生に対する周知方法はどのようになっているか。
・休学の手続きは学生便覧等に掲載されているか。
・休学願の説明文は、必要事項を網羅しているか。
・奨学金交付を受けている者が休学の申請をする場合は、所定の手続きが必要であることを説明しているか。

**休学願**

・休学願の提出期限は守られているか。
・休学願に必要事項は記載されているか。（提出年月日、保護者の連署など）
・休学願に指導教員等の認印は押印されているか。
・受理した休学願は、学籍異動事務担当者以外に誰がチェックしているか。
・4（10）月1日からの休学願は、遅くとも4（10）月開催の教授会等に諮っているか。

・休学願を受理した場合、いつ教務情報システムに入力し、入力内容は誰がチェックしているか。また、教授会承認月日は、いつ入力しているか。
・休学願の理由は「一身上の都合」とは記入せず、具体的に記入されているか。また、休学理由に応じて必要書類が添付されているか。
・全ての休学願は、教授会等に付議されているか。
・休学した学生全員について、部局長決裁のうえ、許可書は送付されているか。
・教授会等への付議が、許可日以後となる場合、実質的に許可を出すのは誰になっているのか。
また、そのことは文書化されているのか。

**授業料関係**

・休学願が提出されたときは、経理担当者に授業料納付状況を確認しているのか。
・4（10）月 1 日からの休学を指定期日までに手続きしなかった場合は、次年度（第２学期）の授業料を徴収しているか。
・授業料が未納であるにも関わらず、休学を許可した事例はないか。
・授業料の徴収猶予許可者又は月割分納許可者が休学を許可された場合、休学期間の初日が授業料の納付期限以前となっているときに、休学期間に係る授業料は免除されているか。

**復学等の意思の確認**

・休学期間が満了する前に、復学又は休学延長に係る学生の意思を確認しているか。
・復学届は、休学期間が満了する前に提出されているか。

**「休学措置の在り方について」（16.1.27 学務審議会）への対応状況**

・休学を希望する学生と担当教員との面談は行われているのか。
・長期休学者について、面談した担当教員から「休学願に関する所見」が教務委員会等に提出されているか。
・勉学意欲の喪失や進路模索等で、休学中のケアが必要と思われる者に対して、どのように休学状況の把握に努めているか。
・休学者から提出された復学届は、事務担当者から担当教員に送付され、教務委員会に報告されているか。
・休学中のケアが必要とされた学生について、復学届提出時に再度面談を実施しているのか。

## ３．退学手続き

**学生に対する情報提供**

・退学の手続きに関する掲示はどのようになっているか。（時期、場所、内容）また、学部１，２年生に対する周知方法はどのようになっているか。
・退学の手続きは学生便覧等に掲載されているか。
・退学願の説明文は、必要事項を網羅しているか。
・奨学金交付を受けている者が退学の申請をする場合は、所定の手続きが必要であることを説明しているか。

**退学願**

・退学願の提出期限は守られているか。

・退学願に必要事項は記載されているか。（提出年月日、保護者の連署など）
・退学願に指導教員等の認印は押印されているか。
・受理した退学願は、学籍異動事務担当者以外に誰がチェックしているか。
・3月31日付けの退学願は、遅くとも4月開催の教授会等に諮っているか。
・退学願を受理した場合、いつ教務情報システムに入力し、入力内容は誰がチェックしているか。また、教授会承認月日は、いつ入力しているか。
・退学した学生全員について、部局長決裁のうえ、許可書は送付されているか。
・教授会等への付議が、許可日以後となる場合、実質的に許可を出すのは誰になっているのか。
また、そのことは文書化されているのか。

**授業料関係**

・退学願が提出されたときは、経理担当者に授業料納付状況を確認しているのか。
・3 月 31 日（9 月 30 日）付けの退学を指定期日までに手続きしない場合は、次年度（第 2 学期）の授業料を徴収しているか。
・授業料が未納であるにも関わらず、退学を許可した事例はないか。
・授業料の徴収猶予許可者又は月割分納許可者が退学を許可された場合、退学後の期間の授業料は免除されているか。

## ４．除籍手続き

**除籍事務手続き**

・授業料納付期限は、どのような方法で周知しているか。
・除籍の手続きは、速やかに実施されているか。
・除籍同意書の提出を求めているか。
・除籍通知書は送付されているか。

**正規学生の除籍（授業料未納）**

・正規学生の授業料未納による除籍月日は、９月３０日または3月３１日となっているか。
・学生本人又は保護者等に督促後の通知文（授業料が未納であること、所定の期日までに納付がない場合は除籍となること）は、いつ送付しているか。
・卒業・修了を認定する教授会等が行われる前に、卒業・修了予定者の授業料が納付済みとなっているかどうかを、確認しているか。また、認定がなされた後に、授業料を納付した学生はいないか。

**正規学生の除籍（入学料未納）**

・除籍月日は、入学料免除不許可者等に通知した「納付すべき所定の期日」となっているか。
・入学料免除不許可者等への通知には、所定の期日までに納付がなかった場合は、通則に基づき除籍となることが明記されているか。
・入学料免除不許可者等に対して、納付期限以降に延滞金を課したり、徴収猶予している事例はないか。

**研究生の除籍**

・研究生の入学案内等において、入学料及び授業料納付の方法・時期、授業料の前納がなされない場合は研究生規程に基づき除籍となること、を具体的に明記しているか。

・研究生の授業料納付期限ごとに引き落とし結果を、どのように確認しているか。

## ５．その他の事務手続き

**業務環境について**

・担当係の体制はどのようになっているか。

・人事異動における仕事の引継ぎの状況はどのようになっているのか。

**授業料の徴収猶予及び月割分納の許可手続き**

・授業料の徴収猶予及び月割分納は、部局長決裁のうえ、許可されているか。また、学生には許可の通知がなされているか。

**在学者数の把握**

・在学者数報告は、報告期限に遅れてはないか。

**学生証の取扱**

・退学及び除籍した学生から学生証は返却されているか。

別添資料1-1

# 平成18年度納入分授業料の滞納者に係る調査結果

（正規学生分）

→ 納付期限以降の授業料納付者　→ 除籍者

矢印の始点は本来除籍手続を開始する月、終点は授業料の納付月、又は除籍の教授会承認月を表す。

| 部局名 | No. | 学部・大学院の別 | 日本人学生・外国人学生・外国人留学生の別 | H18年度 | | | | | | | H19年度 | | | | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | |
| A | 1 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | → | | | | | | | | | | |
| | 2 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 学部 | 日本人学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 大学院 | 外国人留学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 大学院 | 日本人学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 大学院 | 日本人学生 | | → | → | → | | | | | | | | | | |
| | 15 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | → | | | | | | |
| | 16 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | → | | | | | | |
| B | 1 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | → | | | | | | |
| C | 1 | 学部 | 日本人学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | → | → | → | | | | | | | | | | |
| | 4 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | → | → | | | | | |
| | 5 | 大学院 | 日本人学生 | | → | → | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 大学院 | 日本人学生 | | → | → | → | | | | | | | | | | |
| | 7 | 大学院 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | → | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | → | | | | | | |
| D | 1 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 大学院 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 大学院 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 学部 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | |

| 部局名 | No. | 学部・大学院の別 | 日本人学生・外国人学生・外国人留学生の別 | H18年度 | | | | | | | H19年度 | | | | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | |
| | 10 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| E | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | H18年度前期分を納入しなかったため |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | 前期分の月割分納を遅れて支払った。8月分を11/30、9月分を12/20 |
| | 5 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | 18.7.1～19.6.30まで休学。18.4～18.6月分を19年4月に引落し（19年4月は休学中のため本来は引落しの対象にならないが、誤って引落しされた。） |
| | 21 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 22 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 23 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 24 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 26 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 27 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 28 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 29 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | |
| G | 1 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | |

別添資料1-2

# 平成18年度納入分授業料の滞納者に係る調査結果

（研究生分）

納付期限以降の授業料納付者　　除籍者

矢印の始点は本来除籍手続を開始する月、終点は授業料の納付月、又は除籍の教授会承認月を表す。

| 部局名 | No. | 学部・大学院・研究所等の別 | 日本人学生・外国人学生・外国人留学生の別 | H18年度 | | | | | | | | | | | | H19年度 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| H | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | → | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 4 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | → | → | | | 2名 |
| I | 1 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | → | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | → | | | | | | | | | | |
| | 4 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | | | | → | | | | | |
| | 5 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | |
| J | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | → | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | → | | | → | | | | |
| | 3 | 学部 | 外国人学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | |
| | 4 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 5 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | → | | | | | 2名 |
| | 7 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | → | | | | | | | | 2名 |
| | 8 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | → | | | → | | | | | |
| | 9 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | → | | | → | | | | | |
| | 10 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | → | | | → | → | | | | |
| | 11 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 13 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | → | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | | | | | | | | | 7名 |
| | 15 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | → | → | → | | | | | | |
| | 16 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | | | | → | | | | | 2名 |
| | 17 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | → | | | → | | | | | 2名 |
| | 18 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | | | | | | | | | | |
| | 19 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | | → | | | | | | | | |
| | 20 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 21 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 22 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | | | | | | | | 2名 |
| | 23 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | | | → | → | → | | | |
| | 24 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | → | | → | → | | | | |
| | 25 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | → | → | | | | | | |
| | 26 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | 7名 |

| 部局名 | No. | 学部・大学院・研究所等の別 | 日本人学生・外国人学生・外国人留学生の別 | H18年度 | | | | | | | | | | | | H19年度 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| | 27 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 28 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 29 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 31 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 32 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 33 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| K | 1 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 6名 |
| | 2 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 大学院 | 外国人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| L | 1 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 3名 |
| | 4 | 大学院 | 外国人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 大学院 | 外国人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 大学院 | 外国人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| M | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 4 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 7 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 14 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15 | 大学院 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 17 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 9月終了 |
| | 19 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |
| | 20 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 21 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 22 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | | | | 2名 |

| 部局名 | No. | 学部・大学院・研究所等の別 | 日本人学生・外国人学生・外国人留学生の別 | H18年度 | | | | | | | | | | | | H19年度 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| N | 1 | 学部 | 日本人学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | |
| | 2 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | → | | | → | | | → | | | | | |
| | 3 | 学部 | 外国人留学生 | | → | → | → | → | → | | → | → | | → | | | | | |
| | 4 | 学部 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | | | | | | | | | |
| | 6 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | → | | | | | | | | |
| | 7 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | → | | | | | | | | | | | |
| | 8 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | → | | | | | | | | |
| | 9 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | |
| | 10 | 学部 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | | | → | | | |
| | 11 | 大学院 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | → | | | | | | | | |
| O | 1 | 研究所等 | 日本人学生 | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 研究所等 | 日本人学生 | | → | | | → | → | | → | | | → | | | | | |
| | 3 | 研究所等 | 日本人学生 | | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → | | | | | |
| | 4 | 研究所等 | 外国人留学生 | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | 研究所等 | 外国人留学生 | | | | | → | → | → | → | | | | | | | | |
| | 6 | 研究所等 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | → | | | | | | 12月終了 |
| | 7 | 研究所等 | 外国人留学生 | | | | | | | | | | | → | | | | | |
| P | 1 | 研究所等 | 日本人学生 | | | | | → | | | | | | | | | | | |
| Q | 1 | 研究所等 | 日本人学生 | | → | | | | | | → | | | → | | | | | |
| | 2 | 研究所等 | 日本人学生 | | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → | | | | |
| | 3 | 研究所等 | 外国人留学生 | | → | → | → | | | | → | | | → | | | | | |
| | 4 | 研究所等 | 外国人留学生 | | → | | | → | → | | → | | | → | | | | | |
| | 5 | 研究所等 | 外国人留学生 | | | | | | | | | → | → | → | → | | | | 2名 |

別添資料２

学籍異動に係る改善要求事項

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| ① | 事後承諾となる休学・退学許可に係る手続等の明確化について | 東北大学学部通則細則第６条では、「休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。」と規定され、同じく第７条では「転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。」と規定しており、大学院についても同様の規定がある。<br>その一方で、「学籍異動事務担当者の手引」では、休学許可については「４（10）月１日からの休学願は、在学者については３（９）月中旬頃までに受理し、遅くとも４（10）月開催の教授会等に諮ること。」と記載され、同じく退学許可については「３月３１日付けの退学願は３月中旬頃までに受理し、遅くとも４月開催の教授会等に諮ること。」と記載されており、教授会の議が事後承諾となることを認めている。<br>そこで、事後承諾となる場合の事実上の許可権限の所在等について監査したところ、多くの部局において明確な定めがなかった上に、４月１日からの休学願を５月の教授会に諮っていた部局もあった。<br>このような現状のままでは、休学及び退学許可の手続きと責任の所在が極めて曖昧であり、最悪の場合には願出とは異なる許可内容となったり、授業料納付義務が発生するなど学生に対して不利益をもたらすおそれもあることから、事後承諾となる場合についての許可権限者や手続き等を部局に対して明示するべきである。 |
| ② | 「休学願に関する所見」、休学願の添付書類等について | 「休学措置の在り方について」（平成 16 年 1 月 27 日学務審議会）には、「長期休学者については、学生との面談を基に担当教員が「休学願に関する所見」を作成し、事務部を経由して学生の休学を所掌する委員会(以下「教務委員会」という。)に提出する。教務委員会は、休学理由と担当教員からの「休学願に関する所見」に基づき、休学許可の是非を判定の上、教授会に付議する。」と定められ、また、「休学の理由が、①病気であれば医師の診断書、②留学又は語学研修であれば留学先の許可書、③経済的事情であれば授業料免除手続きに準ずる書類等の提出を求める。ただし、①及び③については、事情が明確な場合に限り、「休学願に関する所見」にその旨を記載することをもって証明書等の提出を求めないことができる。」と定められている。<br>そこで、各部局における「休学願に関する所見」及び休学願の添付書類の取扱状況について監査したところ、多くの部局において「休学願に関する所見」が作成されておらず、また、留学や経済的事情に係る添付書類を徴取していなかった。このことは「休学措置の在り方について」に記載されている休学届の添付書類と「学籍異動事務担当者の手引」の各種様式例の「休学届」に記載されている添付書類に齟齬があることも要因のひとつである。 |

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| | | さらに、復学届を担当教員に送付し、教務委員会に報告することについても、各部局において徹底されていなかった。<br>このため、改めて各部局に対して「休学措置の在り方について」の内容について、それに基づいて手続を行うことの必要性も含めて周知し、改めて徹底を図る必要がある。 |
| ③ | 授業料の徴収猶予及び月割分納の許可手続について | 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程第 26 条には、「第 14 条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第 17 条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第 23 条第 1 項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、選考機関の議を経て、所属長が行う。」と規定されている。<br>また、同条第 2 項には、「所属長は、前項の許可及び許可の取消しを行ったときは、総長に報告しなければならない。」と規定されている。<br>ところが、多くの部局では、総長への報告のための決裁は行っているが、実務上学生から願い出のあった徴収猶予や月割分納についてはほぼ無条件で許可するため、選考機関の議を経ることはもとより、部局長の決裁も受けていなかったり、学生に対する通知すら行っていない部局も見られた。<br>しかしながら、実務上不許可とすることが殆どないとは言っても、本来、徴収猶予及び月割分納は、部局長が学生の願い出に係る事情を斟酌して許可すべきものであるから、部局長が許可を決定するための決裁等の手続を行い、また、その結果を学生に通知することは、必要不可欠である。<br>従って、各部局に対して、規程の内容を改めて周知・徹底させるか、規程を改正して徴収猶予及び月割分納を許可事項ではなく届出事項とすることが必要である。 |
| ④ | 退学許可及び除籍の際の学生証の返却について | 本学では、全般的に学生証に対する管理が甘いようである。<br>「学籍異動事務担当者の手引」の例に習い各部局では説明文に「退学願に学生証を添えて提出して下さい。」と記載いているものの、退学や除籍等に際して学生証の返却が徹底されていないし、学生証に有効期限の設定もされておらず、また、他の多くの大学では Web サイト等において学生証の取り扱いに関する注意を喚起しているが本学では行っていない。<br>このため、学生になりすまして、学生ローンから借金をしたり、各種の学生割引を利用するなど学生証を悪用されるリスクは、他大学よりも大きいのではないかと懸念される。<br>そもそも、本学学生の身分を証明するという重要な役割をもった学生証の管理が杜撰であるとすれば、本学の信用に関わる問題でもあると考える。<br>したがって、学生証の管理のあり方について、全学的に共通の管理方法を明確にし、徹底する必要がある。 |
| ⑤ | 退学許可者に対する授業料免除許可手続について | 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程第 13 条には、「次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第 17 条の規定により授業料の月割分納を許可されている者で |

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| | | あって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。」と規定されている。<br>また、その手続については、第25条に「第11条から第13条までの規定に基づく授業料の免除の許可及び第20条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、所属長の申請に基づき、総長が行う。」と規定されている。<br>ところが、多くの部局では、当該授業料免除に当たって総長への申請を全く行っていなかった。このことについては、退学者に係る報告そのものが教務情報システムに入力することによって、「総長への報告があったものとみなす」となっているため、この手続と混同しているのではないかと思われる。<br>したがって、当該授業料免除の手続の正しいあり方について、早急に調査・検討を行い、正しい手続とその根拠を改めて部局に対して周知すべきである。 |
| ⑥ | 入学料未納による除籍について | 『学籍異動事務担当者の手引』の10頁の「（2）入学料未納による除籍に関する留意事項」には「③　不許可者が、所定の期日までに納付しなかった場合は、直ちに除籍の手続きを行うこと。」と明記されている。<br>また、学部通則第23条には、「次の各号の一に該当する者は、除籍する。」「三　入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの」と規定されている。<br>従って、期限まで入学料を納付しなかった場合には、（授業料とは異なり）督促をするまでもなく、規定上は除籍となるのであるが遵守されている例は殆ど無く、事実上空文化している。<br>このように、業務の実態と乖離している規定を、現状のまま放置しておくことは、除籍という学生に対して重大な影響を及ぼす手続の基準が曖昧で最悪の場合には事務担当者の恣意に委ねられてしまう危険性がある。<br>現行の規定を遵守するのか、規定を改正するのか、大学全体として具体的な対応が早急に必要である。 |
| ⑦ | 授業料未納による正規学生の除籍について | 東北大学学部通則第30条第3項には「前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては4月、第2学期にあっては10月に納付しなければならない。」と規定されている。<br>また、同第23条には「授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者」に該当する学生を除籍する旨が規定されており、これらの規定と同様の規定が大学院についても設けられている。<br>さらに、授業料等の未納による除籍に関する細則3の2(1)①には「正規 |

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| | | 学生の授業料未納による除籍手続きを行う基準日(除籍月日)は、第１学期は９月 30 日、第２学期は３月 31 日とする。」と規定され、同③には「除籍手続き開始までの流れ」として第１学期は 10 月、第２学期は翌年度４月に授業料未納による除籍を教授会等に諮ることとされている。<br>ところが、今回監査を実施した殆どの部局において、上記の基準日を過ぎても授業料を滞納している学生に対して、学生の授業料納付の意思が確認できた場合には教育的配慮から直ちに除籍の手続きを行わず、多くの事例では更に１ヶ月程度、場合によっては半年以上納付されるのを待つことが常態となっている。<br>しかしながら、本来であれば、各学期の最初の月に納付すべき授業料を、かなりの数の学生が、徴収猶予や月割分納という制度があるにも関わらずこれらを利用しなくとも、学期末まで滞納することを上記の細則によって事実上認められた上に、次の学期に入ってもなお滞納を認めるということは、年齢的には既に大人であるべき学生に対して、授業料の納入期限という極めて基本的なルールさえ遵守しないことを半ば容認しているような状況であり、モラルハザードを蔓延させる懸念もある。<br>したがって、授業料未納による除籍のあり方について、実情を調査するとともに、学生に対する経済的な支援制度（授業料免除、徴収猶予、月割分納、奨学金など）のあり方と併せて、その教育的な意義など制度本来の趣旨に立ち返って見直しを行い、学内規程によって除籍すべしと定めた要件に該当する学生に対しては毅然として処分を実施するような体制を整備する必要があるものと考える。 |
| ⑧ | 研究生の除籍について | 研究生規程第 19 条では、「授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。」と規定されている。<br>この規定によると、除籍するタイミングは、「督促を受けてもなお納付しない」ときであると考えられるが、極めて曖昧である。<br>すなわち、どの程度（頻度や時期等）の督促を行い、督促を行ってからいつまでに授業料が納付されなければ、除籍とすべきなのか、明確な基準が細則や手引を含めてどこにも定められていない。<br>このため、除籍のタイミングは、部局によってまちまちであり、研究生本人に納付の意思が確認できる限り除籍としない部局もあれば、納付すべき授業料の対象期間の最終月末までに納めなければ除籍とする部局もあれば、年度末までに納めなければ除籍とする部局もあるといった状況である。<br>加えて、これらの取り扱いについては、何ら明文化された部局独自のルール等があるわけではなく、暗黙の了解の下に行われていることが多く、最悪の場合には、事務担当者が恣意的に取り扱うようになってしまう懸念もある。<br>したがって、研究生規程第 19 条の「督促を受けてもなお納付しない者」の全学統一的な解釈を何らかの形で明らかにしておくことが必要である。 |

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| ⑨ | 学生の本人確認について | 多くの部局では、証明書の交付等の際には、学生証による本人確認を行うが、休学届や退学届などの受理の際には、学生証の提示を求めて本人確認を行うことはない。<br>平成 14 年頃に仙台市などで虚偽の「養子縁組届」や「婚姻届」により戸籍が偽造された事件が相次いだことがある。<br>これらの事件は、届出書などの必要書類さえ揃っていれば受理される制度となっていたことが原因であり、その後、多くの市町村では本人確認のため運転免許証などの提示を求めるように手続を改めている。<br>本学でも、上記の戸籍偽造事件のように、学生本人になりすました者が、悪意をもって休学届や退学届を提出し、学生証による本人確認を経ないまま受理され、学籍の異動が行われる危険性は少なくないものと考えられる。（休学届や退学届には、指導教員等の印鑑が必要であるが、偽造することは難しくない。）<br>休学届や退学届なども、受理されて手続が完了すれば、学籍の異動を伴うものであり、場合によっては学生の身分や将来に大きな影響を及ぼしかねない。<br>また、虚偽の休学届等により学籍の異動が行われたことが公になれば、多くの人々に対して本学に対する不信感を植え付けてしまうかもしれない。<br>従って、学生が窓口において何らかの手続等を行う際には必ず学生証を提示するように学内のルールを制定するなど、習慣化することが望ましいものと考える。<br>なお、研究生の学生証については、一部の部局では希望者に対して発行していたが、多くの部局では全く発行していないことから、研究生の本人確認はもとより学内のセキュリティの確保という意味からも、研究生に対しても学生証を必ず発行し、常時携帯を義務づけるべきである。 |
| ⑩ | 研究生に係る記録簿について | 研究生に係る記録簿については、「研究生、科目等履修生等の記録簿の様式例について」（昭和 42 年 11 月 25 日庶教二第 766 号）により様式例は定められているが、全ての研究生に関して必ず作成するべきものなのであるのかなど処理手続等について明確に定めた通知等がない。<br>教育・学生支援部の見解では、必ず作成すべきものとのことであるが、研究所等研究生に係る記録簿の作成状況について監査したところ、作成していない部局もあった。<br>これは、研究生に係る記録簿の作成について、部局に対して必要性等が十分に周知されていないことが原因であると考えられるため、通知等により明示するべきである。 |
| ⑪ | 学籍異動事務に係る各種様式について | 休学願等の願い出用紙の様式は、『学籍異動事務担当者の手引』を参考として各部局において作成し、使用している。<br>しかしながら、各部局において、現在使用している願い出用紙の様式が |

| No. | 事　　項 | 内　　容 |
|---|---|---|
| | | 定められた経緯については明らかでない場合が多く、また、学生記録や身上変更届のように『学籍異動事務担当者の手引』において定められている最小限必要な項目が網羅されていない様式を使用している事例も散見された。<br>言うまでもなく、休学願や退学願等は、学生の身分の異動に関わる重要な書類であり、その様式は、手続に必要な事項が漏れることがあってはならず、また、担当する事務職員ごとに異なるようなことがあってはならない。<br>したがって、部局の内規において制定するなど、いつでも誰でもその様式を確認することができるような形式で、部局長など然るべき権限を有する者が定めるように、各部局に対して指導を徹底する必要がある。 |
| ⑫ | 教務情報システムに入力するデータ等のチェック体制について | 『学籍異動事務担当者の手引』の 16 頁には、学生記録について「本学における学籍簿を含む記録の原本となる本学所定の様式である。」と説明がなされている。<br>すなわち、学生記録の記載内容は、学生に係る本学の記録の基礎データとなるものであり、極めて重要性が高く、正確性の確保が求められる。<br>また、学生記録の内容をはじめとして、休学や退学等の学籍異動等について、教務情報システムに入力する際にも、正確なデータの入力が求められる。<br>そこで、学生記録や身上変更届、休学許可等に係るデータのチェック体制等について監査を行ったところ、多くの部局において当該事務担当者以外には誰もチェックを行わない事例が散見され、学生記録の内容や教務情報システムのデータの正確性を確保しようとする意識が、全般的に低いように見受けられた。<br>したがって、ダブルチェックを励行したり、根拠資料を添付して決裁を受けるなど、各部局に対して教務事務に係るデータのチェック体制を確立するように指導を行う必要がある。<br>なお、教務情報システムへ休学許可日と退学許可日を同日付けで入力した場合でも入力出来てしまうということが判明した。この状況に潜在的リスクがあるのかどうか不明ではあるが、調査する必要性はあると思われる。 |